



産後ケア



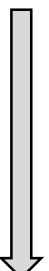
本巢市 事業

産後のお母さんをサポートします



赤ちゃんとの生活に慣れるまでの時期は、それまでの緊張や疲れが出てくる時期でもあります。体調や育児に不安や心配のあるお母さんも安心して子育てができるよう、お母さんの心身のケアや育児サポートが受けられる事業を行っています。



<p>利用できる方</p>	<p>出産後 1 年までのお母さんと赤ちゃんで、以下の項目に当てはまる本巢市内に住所を有する人。（市内に住所を有していれば里帰り先での産後ケアも対象になります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇お母さんの体調や育児に不安がある ◇ご家族などからの援助が受けられない ◇その他必要と認められる人 <p>※病気など専門的な医療が必要な人は、ご利用できない場合があります。</p>
<p>ケアの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お母さんの心身の健康管理と生活面の支援 ○乳房管理（乳房マッサージなど） ○沐浴や授乳などの育児支援 <p>※リフレッシュ目的の産後ケアは助成対象となりません。</p>
<p>利用前</p>  <p>利用後</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①産後ケア利用前に、申請窓口（本巢市役所健康福祉部健康支援課）に連絡する。 ※「産後ケア事業利用申請書兼情報提供書」の提出前に利用されたケアは、助成対象外です。 ②申請窓口で面談し、「産後ケア事業利用申請書兼情報提供書」を提出する。 （訪問での申請も可能です。） ※利用予定機関を決めてからご連絡ください。 産後ケア実施機関が分からない場合は、申請窓口までご相談ください。 ③市が発行した「利用承認決定通知書（白色）」と「本巢市産後ケア事業利用票（ピンク色）」を医療機関等に提出し、産後ケアを利用する。 ④後日、申請窓口を利用した費用の助成申請に必要な書類（裏面参照）を提出する。 ※宿泊型やデイサービス型を利用する人は、利用後に助成申請が必要です。

裏面もお読みください

実施機関および補助額

★アウトリーチ型の岐阜県助産師会で産後ケアを利用した人は、委託契約を結んでいるので、利用した費用の助成申請の必要はありません。

種類	実施機関	自己負担金	利用期間
宿泊型	・産後ケアを実施している機関 ・産院等で実施していない場合はご相談ください	費用の1割 ※実施機関で費用の全額を支払い、市へ助成申請すると9割が口座振込されます	原則6泊以内
デイサービス型 (日帰り)			原則5回以内
アウトリーチ型 (居宅訪問)	○岐阜県助産師会	900円 (1回当たり)	原則5回以内

- 準備する日用品は、実施機関にご確認ください。その他実費負担が生じる場合があります。
- 生活保護法の規定に基づく被保護世帯または当該年度分（当該年度分の市民税が確定していない場合は、前年度分）の市民税非課税世帯に該当する人は、費用の全額を市が助成します。産後ケア利用前に申請窓口へご連絡ください。

宿泊型、デイサービス型を利用された人は助成申請が必要です。

【利用した費用の助成申請に必要な書類】

- 本巣市産後ケア事業利用料助成申請書
- 本巣市産後ケア事業利用票（ピンク色）
- 産後ケアに係る費用が分かる医療機関等の領収書（原本）
- 申請者本人名義の口座番号がわかるもの
- 母子健康手帳
- 生活保護を受給していることを証明する書類または市民税非課税証明書（該当者のみ）

利用後は出来るだけ早めに申請してください。



助成申請書はこちら⇒



注意事項

- ◇必要に応じて相談・訪問等を行うことがあります。
- ◇産後ケアに伴い収集した情報は、個人情報保護に関する法律に基づき守られます。

申請窓口・問い合わせ先



8:30~17:15 土日祝日・閉庁日を除く

- 本巣市役所 健康福祉部 健康支援課
Tel058-320-0153